

南加賀広域圏事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

南加賀広域圏事務組合公平委員会委員長 藤島 外恵子

南加賀広域圏事務組合公平委員会規則第1号

南加賀広域圏事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

南加賀広域圏事務組合管理職員等の範囲を定める規則（昭和55年南加賀広域圏事務組合公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表組合事務局の項中「事務局次長」を「次長」に改め、「課長」の次に「，担当課長，専門官，参事（総括）」を加え，「，担当参事」を削り，同表公設地方卸売市場の項中「市場次長」を「次長」に改め，「課長」の次に「，担当課長，専門官，参事（総括）」を加え，「，担当参事」を削る。

附 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。